

少年法六一一条の意義

丸 山 雅 夫

一 犯罪報道と少年法六一一条

わが国において、成人の犯罪事件に関する報道については、それを特に禁止したり制限するような法規定は存在しない。一般に、容疑者として逮捕されたり指名手配された成人については、捜査の段階から、事件の内容だけにとどまらず、氏名や顔写真をはじめとして、年齢、住所、職業など、本人を特定しうる事実（同一性推知情報）の公表を含む広範な報道が行われている。無罪推定原則との関係では問題が残るものの、いわゆる「実名報道主義」が、わが国の成人犯罪報道の原則とされているのである。これに対して、少年の非行については、現行少年法（昭和二三「一九四八」年法律第一六八号）が、六一一条において、「家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者については、氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載してはならない」と規定して、同一性推知情報の報道を明示

的に禁止している。

ところが、このような禁止規定が存在するにもかかわらず、世間の大きな関心を集める少年犯罪が起こるたびに、少年の実名を中心とする同一性推知情報が公表されるという事態（世間的には「実名報道」と呼ばれる）が繰り返されてきた。少年法六一一条は、現行少年法の施行（一九四九年一月一日）以来、その違反を中心として解説されるといふ皮肉な運命をたどったのである。また、一九八〇年代の終わり頃からは、同一性推知情報の報道主体の中心が新聞から週刊誌・雑誌に移行したことともなつて、その違反態様や内容にも大きな変化が見られるようになった。さらに、最近では、六一一条の存在そのものを否定しかねない高裁判事判決（堺少女等殺傷事件）が確定したり、一定範囲の人々からは実名を容易に特定しうる実名類似仮名の使用を認める最高裁判事判決（木曾川・長良川リンチ殺人事件）が出されるなど、これまでとは大きく異なる状況も生じてきている。

こうした事情を背景として、本稿において、六一一条の内容とその

違反をめぐる動きを確認したうえで、六一条の現代的意義について考えてみたい。

二 少年法六一条の制定と内容

(1) 少年法六一条の制定

少年事件報道に対する禁止規定は、すでに、大正末期に制定された旧少年法（大正一一「一九二二」年法律第四二号）に見ることができ、その七四条は、「少年審判所ノ審判ニ付セラレタル事項又ハ少年ニ對スル刑事事件ニ付豫審又ハ公判ニ付セラレタル事項ハ之ヲ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ掲載スルコトヲ得ス」とし、「前項ノ規定ニ違反シタルトキハ新聞紙ニ在リテハ編輯人及發行人、其ノ他ノ出版物ニ在リテハ著作者及發行者ヲ一年以下ノ禁錮又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス」と規定していた。旧七四条の特徴は、①報道禁止の対象が少年の同一性推知情報に限定されず、少年事件の「事項」そのものに及んでいたこと、②違反行為に対して罰則が設けられていたこと、である。①との関係では、旧七四条の制定理由や目的として、少年のプライバシー保護やラベリングの防止といったこと以上に、少年犯罪の模倣を防止するという観点（一般予防的な刑事政策的観点）が重視されていたことがわかる。他方、②との関係では、旧七四条は、罰則を持たない現行六一条に比べて少年の保護に厚かったという印象を与えるものの、出版法（明治二六「二八八三」年法律第九五号、一九四九年に廃止）や新聞紙法（明

治四二「一九〇九」年法律第四一号、一九四九年に廃止）に代表されるように、出版の自由が大きく制限されていた明治憲法下での規制であったことからすれば、少年の保護を特に重視したものであったと単純に評価することはできない。

第二次大戦直後の日本国憲法の制定にともなう少年法改正作業においては、当初から、少年事件そのものの報道を禁止するという旧法的な対応はとられず、少年の身元を明らかにするような同一性推知情報の報道だけを禁止する方向がとられた（少年法改正草案「一九四七年一月七日」九〇条¹⁾）。他方、初期の段階では違反に対する罰則規定が残されており、GHQとの協議のもとに提案された少年法第三改正案（一九四八年一月二〇日）八六条においては、規制を捜査段階に拡張することも提案されていた。しかし、その後、少年裁判所法との並立が目指された「少年刑事事件の特別処理及び成人起訴猶予者の保護に関する法律」案（一九四八年五月一〇日）二五条において、罰則規定および捜査段階での報道を規制する規定が削除され、現行六一条の規定に近いものとなった²⁾。現行少年法が六一条違反に対する罰則規定を置かなかつたのは、日本国憲法二一条一項が認める言論・出版等（表現）の自由に配慮して、報道機関の自主的な規制に委ねるべきだと考えられたからにほかならない³⁾。したがって、六一条は報道関係者の職業倫理と良識に対する信頼のうえに成立したものであり、報道人は、それに応えるだけの行動を社会から期待されていると言わなければならないのである。

(2) 少年法六一条の内容

一 六一条の立法理由や趣旨は、これまで、同一性推知情報の報道を禁止することによって少年およびその家族の名誉とプライバシーを保護するとともに、そのことを通じて非行を犯した少年の保護と更生を図るという観点(特別予防的な刑事政策的観点)から説明されてきた⁴⁾。これが、六一条の一般的な理解であると言ってよい。成人事件においても、犯人を特定した犯罪報道が本人や家族に対する社会的偏見をもたらし、それが本人の更生の大きな障害となることは、ラベリングの弊害として指摘されているところである。そして、このような弊害は、未成熟で傷つきやすく、その半面で可塑性の高い少年(少年法が前提とする「少年」観)については、特に顕著なものがあると見えよう。こうした少年観を前提として、少年法は、「少年の健全な育成」という目的(二条)を充分に達成するために、少年の同一性を推知しうる情報の報道を禁止することにしたのである。それは、少年の社会復帰を手助けすることによって少年の利益を実現すると同時に、再犯を予防することで社会の利益を実現するものでもある。

また、少年の模倣性にもとづく非行の伝播の防止(旧七四条の趣旨)を指摘する立場や、少年に対する寛容の原理に言及する立場も見られる。ただ、これらは、いずれも副次的には考慮しうる観点ではあるものの、六一条の主たる立法理由・趣旨の説明としては不十分であろう。

二 少年の保護・更生という観点は、実務においても重視され、

さらに徹底される方向での運用がなされている。

まず、少年自身の氏名等を伏せる場合であっても、その母親や父親の実名を明らかにしたうえで、「女優○○の長男」とか「国会議員○○の長男」として報道するのは、容易に本人を推知しうる事項を明示するものであり、当然に許されない(名古屋地判平成一一年六月三〇日判例時報一六八八号一五一頁参照)。「氏名……等により……推知することができるような」と規定する六一条は、このような報道を本来的に禁止する趣旨である。

捜査段階での規制については、六一条の制定過程での明文化は見送られたものの、捜査実務として抑制的な運用が求められている。たとえば、犯罪捜査規範(昭和三二「一九五七」年国家公安委員会規則第二号)二〇九条は、「少年事件について、新聞その他の報道機関に発表する場合においても、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない」と規定し、少年警察活動規則(平成一四「二〇〇二」年国家公安委員会規則第二〇号)にもとづく「少年警察活動推進上の留意事項について」(平成一四年警察庁乙生発第四号警察庁次長依命通達)は、「少年事件については、規範第二〇九条に規定するとおり、当該少年の氏名、住居のほか、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を新聞その他の報道機関に発表しないものとする。また、当該少年の写真を提供してはならない。触法少年事案については、その性質上、報道機関への発表は、特に慎重に判断すること」(第四一四(1))としている。また、公開捜査に関して

も、「被疑者の公開捜査について」（平成一〇「一九九八」年一月一日付警察庁丁刑企発第一三六号）にもとづきながら、「少年被疑者及び人定が明らかでなく少年の可能性が認められる被疑者の公開捜査について」（平成一五「二〇〇三」年二月一日付警察庁丁少発第一九一号・丁刑企発第二三八号）で、抑制的な対応が求められている。こうした対応は、メディアの取材活動の規制に及びかねないとして批判される⁷⁾一方で、一般には、被疑段階での少年を保護するものとして肯定的に捉えられている⁸⁾。さらに、矯正施設に収容された少年についても、六一条の準用が認められる（昭和三〇「二九五」年九月六日矯正甲一〇九二号法務省矯正局長通牒、判例体系『少年矯正保護法³⁾』一三九九頁）。

六一条は、禁止されるべき手段として、「新聞紙その他の出版物」への「掲載」だけを明示している。しかし、現在のような情報伝達手段の飛躍的な発達状況を考えるならば、禁止は、新聞紙・出版物への掲載に限らず、テレビやラジオによる公表、さらにはコンピュータ・ネットを利用した各種の伝達手段による開示にも及ぶべきであろう⁹⁾。六一条の立法趣旨に対する一般的理解に従えば、同一性推知情報については、特定の方法による公表を禁止するだけでは充分でなく、およそ公表することを禁止しなければ意味がないからである。

三 同一性推知情報に対するメディアの対応

(1) 同一性推知情報と新聞報道

一 少年法が施行されて間もなく（一九五〇年九月二二日）、現金一九〇万円が強奪されるという「日大ギャング事件（オー、ミス・テイク事件）」が発生し、ほとんどの新聞が、被疑少年（一九歳）の逮捕時の報道に際して、少年の氏名と写真を公表した。これに対して、最高裁事務総長名で日本新聞協会に対して警告が出され、各社とも少年事件報道の自粛の申し合わせをし、今後は十分に注意する旨の回答がなされた¹⁰⁾。その後、しばらくの間は、六一条の趣旨は守られていたと言つてよい。

しかし、一九五八年に、女子高生を強姦して殺害したうえで、讀賣新聞社に電話をかけたたり、被害者宅に遺品を送り返すといったセクシーショナルな事件（小松川女子高生殺人事件）が発生して、全国約半数の新聞が少年を実名で報道し、在京新聞では朝日だけが実名を伏せて報道するという状況が生じた¹¹⁾。この出来事を契機として、法務省人権擁護局長の斡旋によって、新聞協会、最高裁家庭局、法務省刑事局・保護局、在野法曹等の間で話し合いが持たれたが、六一条の扱いについて一定の結論を得るまでには至らなかった。その後、新聞協会で検討が重ねられた結果、同年十二月一六日に、「新聞協会の少年法第六一条の扱いの方針」が策定された。その内容は、「二〇歳未満の非行少年の氏名、写真などは、紙面に掲載すべきではない」という原則（六一条の趣旨を尊重する基本的立場）を

確認したうえで、例外的に、「逃走中で、放火、殺人など凶悪な累犯が明白に予想される場合」や「指名手配中の犯人捜査に協力する場合」など、「少年保護よりも社会的利益の擁護が強く優先する特殊な場合については、氏名、写真の掲載を認める除外例とするよう当局に要望し、かつこれを新聞界の慣行として確立したい」というものであった。もつとも、実際には、この方針にもとづいて同一性推知情報が新聞報道された事例は、今までのところ見当たらないようである。有力な新聞各社は、新聞協会の方針を拡張する方向で独自の報道基準を策定し、それによつて判断していると言つてよい。¹²⁾

二 日本新聞協会の方針（ガイドライン）が策定されたにも関わらず、同一性推知情報の扱いに関する新聞各紙の扱いは、その後も足並みが揃つたわけではない。¹³⁾たとえば、一九六〇年には、いづれも一七歳の右翼少年による「浅沼社会党委員長刺殺事件」と「中央公論社社長夫人等殺傷事件（嶋中事件）」が起こつているが、氏名等の公表に関する新聞各紙の対応はまちまちであった。他方、一八歳の少年が銃砲店に立てこもつてライフル銃を乱射し、多数の死傷者を出して逮捕された事件（一九六五年）では、各紙は、第一報の段階から少年を実名報道するという一致した対応が見られた。また、一九歳の少年が四人を射殺した「連続ピストル射殺事件（永山事件）」（一九六九年）では、過半数の新聞が実名を報道している。他方、一九八八年の「名古屋大高緑地アベック殺人事件」においては、各紙とも匿名報道の姿勢を貫いた。しかし、同じ年に起きた「目黒区両親・祖母刺殺事件」においては、少年本人については各紙と

も匿名で報道したものの、自宅の写真については各紙が掲載したほか、讀賣新聞は、少年以外の家族全員の名前、住所（番地）、少年の学校名を明示し、朝日新聞は、家族名、住所（町名）を報道している。

また、親が有名人である少年が起こした事件の扱いも、さまざまである。一九八八年には、有名漫才師の長男でテレビタレントの少年（一九歳）が酩酊のうեսタクシー運転手に暴行を加えて重傷を負わせた事件で、各紙は、本人の名前は伏せながらも、父親の漫才師の名前を大見出しで報道した。なかでも、讀賣新聞は、「少年であっても、社会的影響力があり、社会的に一人前として扱われている以上、責任も普通の少年以上に負わなければならないと考えました」という説明のもとに、本人の名前と顔写真を掲載している。また、一九九八年には、有名女優の二男（一八歳）が覚せい剤所持によつて保護観察処分付された事件で、毎日新聞と産経新聞が女優の名前を出して報道したのに対して、朝日、讀賣、日経の各紙は事件そのものを報道しなかった。

三 こうした一連の流れに見られるように、一九八〇年代中頃までの六一条をめぐる問題は、新聞報道を中心とするものであり、報道の自由、国民の知る権利、犯罪の抑止、捜査への協力といったこととの関係で論じられるものであった。¹⁴⁾また、違反に対して法的対応を考えなければならぬほどには深刻な状況は生じていなかったと言つてよい。そうした事情は、法務省「少年法改正に関する構想」（一九六六年）および法務省「少年法改正要綱」（一九七〇年）の態

度にもうかがわれる。¹⁵⁾「構想」においては、出版のほかに放送や映画等をも規制対象手段として明示する一方で、年齢・職業を報道禁止対象事項から除外し、少年事件の成人後の報道を解禁するとともに、社会的利益のために特に必要な場合の例外規定を設けること等が提案された。また、「要綱」においては、被疑者段階の少年の同一性推知情報を禁止対象として明示し、「構想」が解禁した年齢・職業を再び制限する提案がなされた。現行少年法の根本的な改正を目指した「構想」と「要綱」は、広範な関係者（法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、学界）を巻き込んだ激しい論争を引き起こしたが、同一性推知情報の報道については、本格的な議論が戦わされることはなかった。新聞報道を中心とした時期においては、六一条の立法理由や趣旨を確認してさえおけば、問題の解決については、「わが国の報道機関が少年法の保護主義の理念をどれだけ正しく認識しているか、商業主義に対抗して報道の公共性をどこまで発揮する能力をもっているかによって決まる¹⁶⁾」と言っておけば足りる状況だったのである。

(2) 同一性推知情報と週刊誌（雑誌）報道

一 ところが、一九八〇年代の後半から、新聞報道に加えて、週刊誌を中心とした雑誌報道が大きな話題を呼ぶようになり、議論の場面が大きく変化した。特に、特定の雑誌が「確信犯」的に少年の同一性推知情報を公表する報道を繰り返すようになったことから、問題の内容も変化し、「報道人の良識に期待する」といった対応で

は済まされない状況が生まれてきた。

主な少年事件における雑誌の対応だけを見ても、次のような状況が見られる。「札幌両親殺害事件」（一九八五年）では、実名報道まではなかったものの、写真週刊誌の『フォーカス』が顔写真を公開した。「綾瀬女子高生殺害事件（女子高生コンクリート詰め殺害事件）」（一九八八年）で『週刊文春』が実名報道に踏み切り、「市川一家殺傷事件」（一九九二年）では『週刊新潮』が実名報道とともに顔写真を公開した。また、「木曾川・長良川リンチ殺人事件」（一九九四年）では、『週刊文春』が実名に酷似した擬似仮名と経歴等を報道し、「神戸児童連統殺傷事件（酒鬼薔薇聖斗事件）」（一九九七年）では、『フォーカス』と『週刊新潮』によって顔写真が公開され、さらに『文藝春秋』が検面調書を掲載し、『週刊現代』が精神鑑定書の一部を掲載した。「堺少女等殺傷事件」（一九九八年）では『新潮45』が実名と中学卒業時の顔写真、現在の容貌・年齢・職業、住居等を掲載し、「山口県光市母子殺害事件」（一九九九年）では『週刊新潮』が実名を報道している。

二 これらの一連の雑誌報道に共通しているのは、①猟奇的な興味を掻き立てる「覗き見」趣味に迎合するような内容でありながら、②凶悪な少年事件に対する世間の怒りと実名公表の要求に応える形をとったうえで、そうした対応を支持する世間の反響を伝えるという体裁をとり、③世間のいわゆる厳罰化要求を代弁するという体裁をとっている点である。そして、その前提には、④六一条の問題性を世間に広く示し、その不当性を明らかにするために、

「ジャーナリストとして敢えてタブーに挑戦する」という正当化の論理が準備されている。こうした形の報道は、必ずしも多くの雑誌に共通しているわけではなく、特定の雑誌に特有のものであり、しかも「商業主義的な報道以外の何ものでもない」という評価がマスコミ関係者からも与えられている¹⁸⁾。しかし、それにも関わらず、それが世間一般に受け入れられやすいものとなっていることも、否定できない事実である。

確信犯的な違反が続発する状況のもとで、六一条をめぐる問題は、その立法理由や趣旨を何に求めるかというだけにとどまらず、違反に対する法的対応のあり方にまで及ぼざるを得ないことになった。事実、実名や擬似仮名を報道されたり、顔写真を公開された⁽¹⁹⁾少年が法的救済を求めて提訴し、注目すべき判決が出るまでになっている。六一条をめぐる今日の論点として、①その立法理由・趣旨を何に求めるか、という古典的なもののほかに、②その違反は少年の何らかの権利を侵害するものであるのか、③違反に対して何らかの法的救済が与えられるべきか、という点加わったのである。また、従来はこの問題にほとんど関心を示してこなかった憲法・マスメディア法研究者からも、一部ではあるものの、六一条を批判する主張が強力に展開されている。こうした動きをうけて、二〇〇〇年の少年法改正(平成一二法律第一四二号)が可決された国会においては、「悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法

第六一条の在り方についての研究に努めること」が決議され(附帯決議6)、六一条の禁止内容を一定範囲で緩和する方向が今後の検討課題とされている。

四 少年法六一条の意義

(1) 少年法六一条に対する批判的立場の主張

一 「堺少女等殺傷事件」を契機として、憲法・マスメディア法研究者の一部から、憲法的権利としての表現の自由との関係で六一条の優越性を基本的に否定する考え方が強調されるようになった。

こうした立場の代表は、松井教授と田島教授である。たとえば、松井教授は、「少年のプライバシーを保護し、少年の更生を促進する」という少年法の目的は正当であり、十分尊重に値する利益である」としながらも、「いかに尊重に値する利益だからといって、表現報道の自由を制約してかまわないとはいえない。本来、氏名の報道など表現報道の内容に基づき表現報道を制約する場合には、やむにやまれないほど重要な政府利益を達成するため必要不可欠な手段でなければならぬ」というべきである。しかも、表現報道の自由の制約であるから……合憲性の推定は働かず、むしろ違憲の推定が働く⁽²⁰⁾」との前提から、六一条には表現報道の自由を優越するような利益は見出せないとする。また、田島教授は、マスメディア法研究の立場から、少年法の報道規制から罰則が削除された経緯の理解として、「民事制裁を含めた法的サンクションからの解放として広く

捉えることこそが戦後の改革の精神や表現の自由の原理に適合的な理解だ」とする。²⁰このような理解によれば、少年事件報道と成人事件報道は、憲法的権利としての表現の自由との関係においては何ら異なるところがなく、氏名等の同一性推知情報も公共的事実であるとされ、その報道は当然に許されるということになる（刑法二二〇条の二参照）。

二 この問題は、「堺少女等殺傷事件」の被告人（元少年）が、実名や顔写真等で本人が特定される内容の「ルポルタージュ『幼稚園児』虐殺犯人の起臥」と題する記事を『新潮45』に掲載されたことに関し、プライバシー権、氏名肖像権、名誉権等の人格権および実名で報道されない権利が侵害されたと主張して、当該記事の執筆者、雑誌の編集者および発行所に対して不法行為による損害賠償と謝罪広告を求めて提訴したことによって、司法の場で争われることになった。第一審の大阪地裁は、同一性推知情報報道それ自体の権利侵害の有無について、表現の自由とプライバシー権等との調整という一般原理にもとづく基準（公益を図る目的の有無、手段・方法の必要性・相当性）から判断して、本件では公表されない法的利益を「上廻る公益上の特段の必要性があったとも、公益を図る目的の下で必要かつ相当な公表の手段・方法において行われものとも認めることができない」とし、二五〇万円の損害賠償を認めた（大阪地判平成十一年六月九日判例時報一六七九号五四頁）。このような論理は、六一条の優越性を推定するところから出発するものであり、六一条に関する従来からの一般的な理解と同じものであると

言つてよい。

これに対して、控訴審の大阪高裁は、六一条は公益目的や刑事政策的配慮を根拠とする規定であるから、「同条が少年時に罪を犯した少年に対し実名で報道されない権利を付与していると解することはできないし、仮に実名で報道されない権利を付与しているものと解する余地があるとしても、少年法がその違反者に対して何らの罰則も規定していないことにもかんがみると、表現の自由との関係において、同条が当然に優先するものと解することもできない」とし、「社会一般の意識としては、右報道における被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であつて犯罪事実と並んで重要な関心事であると解されるから、犯罪事実の態様、程度及び被疑者ないし被告人の地位、特質、あるいは被害者側の心情等からみて、実名報道が許容されることはあり」、実名報道がただちに権利侵害になるわけではないとして、原判決を取消した（大阪高判平成十二年二月二十九日判例時報一七一〇号二二頁）。本判決に対しては原告側から上告および上告受理の申立てがなされたが、後に、そのいずれもが取り下げられたことによつて高裁段階での判決が確定することになった。大阪高裁の論理は、憲法的権利としての表現の自由との関係で六一条の優越性を明確に否定するものであり、松井教授や田島教授の見解と基本的に同じものである。こうした理解によれば、六一条は、その違反に対して格別の法的効果を生じさせることがなく、事実上、単なる倫理規定としての意味しか認められないことになろう。²¹

三 しかし、六一条をこのように理解することには、ふたつの点で重大な疑問がある。

第一の疑問は、表現の自由と六一条の関係について、前者が当然に優越するという捉え方に関わる。たしかに、一般論としてだけ言えば、表現の自由が優越するのが望ましいことに異論はない。六一条の制定に当たって罰則規定が採用されなかったのも、憲法的権利としての表現の自由を尊重したうえで、報道機関・関係者の自主的で抑制的な対応を信頼したからにほかならない。この意味で、罰則がないことを根拠として六一条の優越性を当然のように否定する大阪高裁の論理は、このような歴史的事実（立法者意思）を無視するものであり、不適切な前提に立つものだとわがざるをえない。また、「民衆の声の代弁者」という仮面をかぶって確信的に六一条違反を続ける一部雑誌の報道姿勢を考えると、六一条が当然に優越すると言い切っただけで、後は報道機関の問題であるとするわけにもいかない。平川教授が指摘するように、「現在のメディア状況は、表現の自由への法的介入を排除すれば個人の自己実現と市民の自己統治という表現の自由の目的が予定調和的に実現する、というほど牧歌的ではない」²²のである。一部の雑誌に限られるとしても、また残念なことではあるが、報道機関としての意識向上が望めず、イエロー・ジャーナリズムの自然淘汰さえ全く望むべくもないというのがわが国の現状である。このような状況のもとで表現の自由を野放しに優越させる態度は、無責任であり、憲法論としても「雑なもの」²³だと言わざるを得ない。問題に対するアプローチとしては、

大阪地裁の論理展開の方が、わが国の実態に即しており、適切であるように思われる。²³

第二の疑問は、少年の氏名や顔写真が当然に報道対象としての公共的事実に当たるとする点に関わる。松井教授は、「少年の氏名が合理的な公的関心の対象となる」ことを認め、大阪高裁は、さらに進んで、「社会一般の意識としては、右報道における被疑者等の特定は、犯罪ニュースの基本的要素であつて犯罪事実と並んで重要な関心事である」とまで言い切っている。たしかに、世間が被疑者の特定に関心を持ち、同一性推知情報に多大の興味を持つことは否定できない。このようなものを「公共的事実」と言うのであれば、それはその通りである。しかし、そのことから、ただちに少年の同一性推知情報が報道に値する公共的事実とまですることはできない。表現・報道の自由は、本来、政府のあり方や社会問題などに対して市民が自由に議論し、判断し、意見を形成し、批判・批評することを保障するために、憲法的権利として認められたものである。このような機能からすれば、社会問題となつている少年事件を市民が議論するような場合には、同一性推知情報までが明らかにされる必要性は認められず、それ以外の事実（事件の内容やその背景）が明らかにされるだけで充分に足りる。六一条による少年の同一性推知情報の報道禁止は、その射程範囲に再検討の余地はあるにしても、それ自体としては、表現の自由に対する合理的な制限だと言わなければならぬのである。

もつとも、これまで、六一条の立法理由や趣旨については、「刑

事政策的考慮にもとづく」といった程度の説明で済まされることが多く、必ずしも意識的に掘り下げた検討はなされてこなかった。そのことが、憲法論からの批判や大阪高裁判決のような理解を招いた側面のあることは否定できない。しかし、最近になって、少年法研究者や弁護士を中心として、この点への意識的な言及が見られるようになってきている。また、「子どもの権利条約」などの国際的動向にも注目すべきものがある。そこで、次に、六一条の趣旨に関する最近の見解と、同一性推知情報に関する国際的な動向を見たうえで、六一条違反に対する法的対応のあり方について考えてみよう。

(2) 少年法六一条の立法理由・趣旨

一 六一条の立法理由・趣旨に関する最近の立場は、少年の成長発達権を根拠として説明するものがほとんどである。たとえば、早い段階からこの点に着目した福田教授は、『『自律的生存の可能主体』に対しては、段階に応じた自己決定権とその成長発達過程それ自体をやはり憲法上の権利として実定法上保障するに至ると解する。すなわち、少年が基本的人権の主体として『個人として尊重され』、あるいは『個人の尊厳』を享受しうる主体であるという憲法規範上の意味は、成人とは異なって、まさに少年であるという特殊性のゆえに、少年には自律的生存主体にむけての『成長発達権』が憲法上保障されている。……少年法の『少年の健全育成』という理念は、まさに……少年の憲法上の権利である『成長発達権』を援助することを意味するものとして理解されなければならない』として

いる。⁽²⁵⁾ 他の論者の主張も、表現における微妙な違いを別にすれば、内容的には、福田教授の理解と基本的に共通したものである。また、「堺少女等殺傷事件」の大阪地裁判決および「木曾川・長良川リンチ殺人事件」の名古屋高裁（原審）判決（名古屋高判平成二二年六月二十九日判例タイムズ一〇六〇号一九七頁）も、成長発達権を強調するところから同一性推知情報の公表禁止を正当化し、六一条違反に不法行為の成立を認めている。

このような理解は、憲法一三条に規定する「個人の尊重」にもとづいて万人に認められる「自律的生存権」を前提として、発達途上にある少年については、発達阻害要因としての同一性推知情報の公表を禁止することによって、その自律的生存を保障しようとするものである。それは、憲法二五条の意味での「生存権」とも当然に関わっている。したがって、「成長発達権」は、少年に対して特別に認められるといった種類の権利ではなく、万人に認められる「自律的生存権」に由来するものであり、少年の特性とその発達段階（「未成熟であると同時に可塑性に富む」という少年観）に着目して「成長発達権」として構成されたものである。それは、「少年である」という事実にもとづいて、少年の尊厳を実現するために認められるものであり、犯罪の程度や事件の内容などによってその内容や範囲が影響されるようなものではありえない。⁽²⁷⁾

もつとも、これまで言われてきた「刑事政策的考慮」というのも、必ずしも意識的ではなかったにしても、個々の少年の改善・再社会化（特別予防的側面）を重視したものであった。その意味で、

それは、「成長発達権」として明確化されるようになった内容をすでに先取りしていたと行うことができる。

二 少年の成長発達権にもとづく同一性推知情報の公表禁止は、近時の国際的な動向でもある。たとえば、締結（一九八九年）の五年後にわが国も批准した「子どもの権利条約」（平成六「一九九四」年条約第二号、わが国では「児童の権利に関する条約」の名称が用いられる）は、前文で「児童の保護及び調和のとれた発達」を強調するとともに、「児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する」（六条二項）として、子どもの成長発達権の保障を明示している。そのうえで、一六条一項は、すべての子どもにプライバシー（私生活、家族、住居、通信、名誉、信用）の権利を認め、二項において、一項の「干渉又は攻撃に対する法律の保護を受ける権利」を保障している。そして、四〇条二項(b)(vii)は、犯罪（触法）少年の「手続のすべての段階において当該児童の私生活」「プライバシー」が十分に尊重されることを要求している。また、その成立にわが国が積極的に関わった「少年司法運営に関する国連最低基準規則」（一九八五年）八一条は、「少年のプライバシーの権利は、不当な公表やラベリングによって生じる害を避けるために、あらゆる段階で尊重されなければならない」とし（ラベリングの防止）、八一条は、「原則として、少年犯罪者の特定に結びつきうるいかなる情報も公表してはならない」と規定している。さらに、同二一条は、少年犯罪者の記録の秘密保持と記録へのアクセスの制限を規定し、「自由を奪われた少年の保護に関する国連規則」

（一九九〇年）一九条も、少年記録に関する同様の規定を持っている。

このような国際的動向を背景として、学説のなかには、少年法六一条の趣旨や内容は国際人権法を前提として理解・構成すべきだとするものが見られる。たとえば、平川教授は、「少年法六一条は、国際人権法における『推知報道をされない権利』の承認を受けて、これを国内法で具体的に規定したものと解される。この意味で、少年法六一条は、『推知報道をされない権利』を創設・付与したというよりは、これを確認・具体化した規定というべきである。

少年法六一条は、文言に変わりはなくとも、国際人権法による子どもの権利の確立により、その性格が変わったといわなければならない」としている²⁸。このような理解は、六一条の趣旨に関する従来の「刑事政策的考慮」といった曖昧な表現の問題性を意識したもののように思われる。しかし、特別予防的な刑事政策的考慮が成長発達権を当然に含むものであることからすれば、六一条の「性格が変わった」とまで言う必要はない。少年法六一条は、その制定当初から、成長発達権を前提とする特別予防的観点にもとづいて同一性推知情報の公表を禁じたものであり、「子どもの権利条約」をはじめとする一連の国際人権法は、そのような六一条の存在と趣旨を明示的に再確認したものと言うべきである。

三 もつとも、少年の成長発達権から六一条の存在が根拠づけられるとしても、そのことからただちに、六一条違反に対する具体的な法的効果や法的対応が導かれるというわけではない。成長発達権というものは、「個々の少年がそのリアル・ニーズを前提としてベス

ト・インタレストを実現する権利」と同義のものであり、したがって、少年司法システムが刑事裁判システムから独立した際の基本理念と同じものである。それは、「少年は未成熟である反面で可塑性に富む」という前提から導かれる少年司法哲学であり、そこから具体的な請求権（たとえば、自己が更生するために最適な環境を整備するように要求する権利、自己の更生を阻害するおそれのある他者の行動を制限するように要求する権利など）が当然に導かれるというわけではない。その意味では、「本件記事に実名を記載されたことがなによりその更生の妨げになるか「わからない」とする大阪高裁判決の指摘や、「少年法六一一条に形式的に該当する報道が、常に、権利侵害……に該当するということには、論理の飛躍がある」とする批判²⁹⁾は、核心を衝いたものである。成長発達権は、六一一条の存在を根拠づけるものではあるが、それ自体として六一一条違反に対する法的救済を当然に導きうるものではない。

では、六一一条違反の法的効果については、どのように考えるべきであろうか。その際に重要なのは、同一性推知情報の公表は当該少年の名譽やプライバシーを侵害しうるものだという点である。

(3) 少年法六一一条違反の法的効果

一 名誉侵害（名誉毀損、侮辱）との関係では、本人を特定する形で犯罪報道をすることは、「公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した」に当たり、名誉毀損罪（刑法二三〇条一項）を成立させうる。名誉侵害罪の保護法益を「人に関わる社会的評価（客観的名

譽）」として二元的に理解する通説からはもちろん、名誉毀損罪の保護法益を客観的名譽とし、侮辱罪（刑法二三二条）の保護法益を「名譽感情（主観的名譽）」とする少数説によっても、犯罪行為は人の社会的評価に関わる事実であり、このような客観的名譽は犯罪者にも当然に認められるからである。刑法二三〇条の二第二項が、公訴前の「犯罪行為に関する事実、公共の利害に関する事実とみなす」としているのも、こうした理解を当然の前提にしたものである。

また、二三〇条一項は、「その事実の有無にかかわらず」、広く名誉毀損罪の成立を認めている。ここから明らかのように、わが国の刑法は、名誉毀損行為について、事実の有無を問わずに名誉毀損罪の成立を認め、非常に厳格な要件（二三〇条の二）の充足を前提としたりえて真实性の証明に成功した場合に限って、名誉毀損罪の成立を阻却するという態度をとっている。したがって、こうした刑法のもとでは、市民の正当な関心事としての公共的事実に関する公益目的にもとづく根拠のある報道だけが、名誉毀損罪の成立を阻却されることになる（最大判昭和四四年六月二五日刑集二三卷七号九七五頁参照）。

こうした事情から、同一性推知情報の報道を禁じる六一一条は、非行少年に対して刑法二三〇条の二第二項の適用を排除するための特別規定と解釈すべきことになる³⁰⁾。また、少年の氏名等がなければ少年の犯罪（触法）報道が不可能だというわけではなく、社会の論評の対象として不十分なわけでもないから、同一性推知情報を公表することは、そもそも、二三〇条の二第一項にいう「公共の利害に関

する事実」にも該当しないと思われる。

二 名誉毀損罪における「公然性」の要件は、一般に、摘示された事実を「不特定または多数の人が認識しうる状態」をいうものと解されている（大判昭和三年二月二三日刑集七卷七六六頁、最判昭和三六年一〇月二三日刑集一五卷九号一五八六頁）。不特定とは、相手方が特定されていないということであり、多数とは、相手方が特定されているが多数であることをいう。したがって、特定された少数の者を相手に事実を摘示しすぎない場合には、公然性を欠くために名誉毀損罪の成立が否定される。「木曾川・長良川リンチ殺人事件」に関する最高裁の民事判決（平成一五年三月一四日民集五七卷三号二二九頁）が、実名酷似の仮名使用が名誉毀損に当たりうることを認める点では原審の判断を是認しながらも、「X〔少年〕と面識等のない不特定多数の一般人が、本件記事によりXが当該事件の本人であることを推知することができるとはいえ〔ない〕としたのも（原審差し戻し）³¹⁾、このような理解を前提とするものだと見えよう。学説のなかにも、このような「一般人基準」を支持するものが見られる³²⁾。しかし、判例および有力学説は、不特定または多数（一般人）を基準として公然性を判断するという前提に立ちながらも、「伝播性の理論」をとることによって、特定された少数の相手に事実を摘示しすぎない場合であっても、伝播可能性がある場合には公然性が認められるとしてきた（最判昭和三四年五月七日刑集一三卷五号六四一頁）。伝播性の理論を認めることについては学説上の争いがあるが、従来の裁判実務からする限り、一般

人基準に拠ったとしても、ただちに公然性が否定されるというわけではないのである。

もつとも、名誉毀損罪は親告罪でもあり（刑法二三三条）、実際には、六一条違反を理由として刑事事件で立件した例は存在しないようである。しかし、論理的には、六一条違反が名誉毀損罪を成立させうることだけは確認しておかなければならない。

三 プライヴァシー侵害との関係においては、犯罪行為がプライバシーに属するかどうかにについて議論がありうるが、「他人に知られたくない私的事実」をプライバシーであると考えれば、犯罪行為も当然にそれに含まれる。また、近年有力になっている「自己に関する情報をコントロールする権利」としてプライバシーを理解する立場からは、同一性推知情報の公表はプライバシー権を侵害するものと言うことができる（最判平成六年二月八日民集四八卷二号一四八頁参照）。いずれの理解によっても、六一条違反は、民法上の不法行為責任（民法七〇九条）から解放されていないことになる。「木曾川・長良川リンチ殺人事件」の最高裁判決も、犯人情報と履歴情報を「他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する情報である」として、プライバシーの内容を具体化したうえで、同一性推知情報の公表が不法行為を構成する可能性を認めている³³⁾。そして、「本件記事の掲載によってY〔被告〕に不法行為が成立するか否かは、被侵害利益ごとに違法性阻却事由の有無等を審理し、個別具体的に判断すべきものである」とした。このような論理は、優越利益のある場合のプライバシー侵害は不法行為を

構成しないとす裁判実務（最判昭和四一年六月二三日民集二〇巻五号一一八頁）を是認したものである。その後、差戻審（名古屋高裁）判決は、本件記事を公表することに優越的利益を認めて、不法行為責任を否定した。また、差戻審判決に対するXの上告と上告受理申立について、最高裁は上告棄却決定および上告不受理決定をし、Xの敗訴が確定することになった。

しかし、このような結論は、子どものプライバシーと成人のプライバシーとを同列に扱うものであり、適切でないように思われる。六一条が保護しているのは、単に人格権としてのプライバシー権ではなくて、少年の成長発達権を基礎とするプライバシー権だからである。³⁴ 成長発達権は生存権に由来し、その内容と保障は、少年司法システムにおいて歴史的に承認されてきた「理念」に由来するものである。犯罪（触法）少年は、同一性推知情報を公表されることによって、私事を暴露されるだけでなく、十全の成長発達を遂げること（ベスト・インタレストの実現）が阻害される。独立した少年司法システムの存在を認める限り、同一性推知情報の公表禁止を優越するような利益を認めることはできないし、認めるべきではない。「実名報道されない人格的利益」³⁵ というのも、誤解を招きやすい表現ではあるが、このような意味で理解されるべきものである。

四 なお、プライバシー権を「自己に関する情報をコントロールする権利」と理解する立場からは、六一条は、自己情報に関する少年のコントロール権を保障したものと説明される³⁶。それによ

れば、同一性推知情報の公表についても少年の自己情報コントロール権が優先され、公表の利益が非公表の利益を上回る場合には、公表が許されることになる。また、判断に際しては、少年の未成熟に配慮して、親の助言をはじめとする適切な成人の援助活動が認められるとする。このような主張は、プライバシー権に関する近時の動向に即したものであり、少年の自己決定権を考慮する点で国際的動向にも合致しており、傾聴に値する。しかし、他方で、援助者の適切な助言があつたとしても少年自身の自己決定能力が増すわけではないことから、事実上、「適切な助言者」の「適切な助言」の内容に応じて判断が左右されることになる。また、少年の自己決定権や自己決定能力を強調すると、犯罪（触法）行為に対する少年の答責を過度に重視することにもなりかねない。六一条の問題は、少年司法システムの歴史や理念、現状のなかでトータルに考えるべきものである。

むしろにかえて

以上に見たように、非行少年の同一性推知情報の公表を禁止する少年法六一条は、少年の成長発達権に立法の根拠を持つとともに、その違反は、名誉毀損またはプライバシーの侵害として法的救済の対象となる（べき）ものである。また、六一条のあり方は、少年司法システム全体との関係で考えるべきものであり、成人犯罪報道と同じ土俵や論理だけで議論すべきものではない。ましてや、表現

の自由との関係だけで議論を展開するのは、六一条の問題を矮小化するものと言わざるをえない。これが、本稿の結論である。

もつとも、本稿のように考えるにしても、そこから、六一条の内容のすべてが適切だとされるわけではない。たとえば、少年時の犯罪について成人後も報道が禁止されることは是非は、その典型的な論点となろう。実際にも、「綾瀬女子高校生殺害事件」（一九八三年）の準主犯格の少年（当時一七歳）が、逆送された刑事裁判で懲役五年以上一〇年以下の刑が確定して少年刑務所で服役した後に出所し（一九九九年八月）、二〇〇四年五月に知人男性に対する逮捕監禁致傷容疑で逮捕されるという事件が起こっている。そして、この事件を報道した在京新聞のうち、朝日、讀賣、日経の各紙が匿名報道の態度を貫き、毎日、産経の各紙が実名報道を行った。³⁷ たしかに、六一条の規定からすれば、このような場合にも匿名報道をするのが当然の筋である。しかし、適切な形での自己実現（ベスト・インタレストの実現）に失敗して成人後に犯罪を犯した場合には、必要な範囲で（これが厳密かつ慎重に判断されるべきことが前提となるが）少年時の犯罪に言及して報道することは、少年であることを根拠に重視される成長発達権の観点からも許容される場合がありうるように思われる。六一条の存在を前提としながら、その内容や範囲、規制の方法などは、今後とも継続的に検討されなければならぬ。場合によっては、規制の解除を例示するような立法も考えられてよいであろう。³⁸

また、しばしば、「被害者側の情報が詳細に報道されるのに比べ

て、加害者側の情報が報道されないのは不公平だ」とする主張が見られる。これは、本来的には、犯罪事件一般における被害者報道をどうするかという問題であつて、少年事件の被害者と加害者を同一の「天秤」に乗せること自体が不適切であるが、世間には受け入れられやすいものになつていく。さらに、成人事件における被疑者段階での実名報道主義の妥当性についても、必ずしも十分な検討が加えられているわけではない。このような状況を考えれば、六一条の問題は、犯罪報道をめぐる問題の典型・象徴ではあるが、単に「氷山の一角」にすぎないとも言えよう。報道現場を含めて、犯罪報道のあり方の議論をさらに深めていく必要性が痛感される。

注

- (1) 「法制審議会少年法部会関係資料（二二）少年法制定関係資料（上）」家庭裁判月報三五卷四号（一九七三年）一五七頁。なお、守屋克彦『少年の非行と教育』（一九七七年、頸草書房）一五四頁によれば、草案全体の基調は旧法と同様のものであったとされる。
- (2) 「法制審議会少年法部会関係資料（二三）少年法制定関係資料（下）」家庭裁判月報二五卷六号（一九七三年）二二二頁参照。
- (3) 最高裁判所事務総局編『改訂少年執務資料集（2）』の下の（一九八二年）二八四頁参照。なお、団藤重光『森田宗一』新版少年法『第二版』（一九八四年、有斐閣）四三五頁以下、山田健太『少年の保護』と表現の自由「ジュリスト」一三六号（一九九八年）五一頁以下、澤登俊雄『少年法入門（第三版）』（二〇〇五年、有斐閣）一三九頁。
- (4) 団藤『森田・前出注（3）』四三三頁以下、白取祐司『少年事件の報道と少年法』法律時報七〇卷八号（一九九八年）三三頁、田宮裕『廣瀬健二編『注釈少年法』改訂版』（二〇〇一年、有斐閣）四三一頁。

- (5) 森田宗一「少年法におけるプライバシーの問題——とくに氏名等の記事掲載禁止について——」同「少年問題と少年法」(一九六一年、有斐閣)一三六頁、司法研修所編『少年法概説(三訂)』(一九六九年、法曹会)一六九頁。
- (6) 松尾浩也「少年非行の現状と少年法制の課題」ジュリスト九六〇号(一九九〇年)一五頁。
- (7) 酒井安行「村山裕『少年事件報道』法律時報六三卷二二号(一九九一年)五八頁、山田・前出注(3)五二頁。
- (8) 五十嵐清「田宮裕『名譽とプライバシー』(一九六八年、有斐閣)一八八頁、団藤「森田・前出注(3)四三四頁、田宮裕編『少年法(条文解説)』(一九八六年、有斐閣)二九九頁「船山泰範」、田宮「廣瀬編・前出注(4)四三二頁。
- (9) 田宮「廣瀬・前出注(4)四三三頁。
- (10) 森田・前出注(5)一四九頁。
- (11) 五十嵐「田宮・前出注(8)一八八頁以下。
- (12) 法学セミナー増刊「資料集・人権と犯罪報道」(一九八六年)三三七頁以下参照。なお、田島泰彦「新倉修編『少年事件報道と法表現の自由と少年の人権』(一九九九年、日本評論社)一六三頁以下。
- (13) 個々の事件における新聞各紙の対応については、田島泰彦「神奈川大学田島ゼミ「戦後少年事件報道小史——新聞報道を中心に」田島「新倉編・前出注(12)一四二頁以下参照。
- (14) 森田・前出注(5)一四二頁以下。
- (15) 『少年法改正に関する構想説明書』一四五頁以下、「少年法改正要綱」第四の29。
- (16) 澤登俊雄「少年非行と法的統制」(一九八七年、成文堂)一七一頁。
- (17) 葛野尋之「少年司法の再構築」(二〇〇三年、日本評論社)五二八頁は、この種の報道を「懲罰的制裁としての少年の本人の特定報道」と名づけている。
- (18) 伊藤正孝「風紋」『朝日ジャーナル』一九八九年五月一九日号、新井直之「世界」一九八九年七月号一五頁以下、伊藤隆紹「創」一九八九年七月号一八八頁以下、山田・前出注(3)四九頁、原寿雄「少年事件とジャーナリズム」法律時報七〇卷一七号(一九九八年)九頁。
- (19) 松井茂記「少年事件と報道の自由」民商法雑誌二二〇卷二二号(一九九九年)二二八頁。さらに、同「犯罪報道と表現の自由」ジュリスト一三三六号(一九九八年)三八頁以下、同「少年事件の実名報道は許されないのか」少年法と表現の自由(二〇〇〇年、日本評論社)、参照。
- (20) 田島泰彦「少年の実名報道と少年法六一條」法律時報七二卷九号(二〇〇〇年)九六頁。さらに、同「少年事件と表現の自由」田島「新倉編・前出注(12)八頁以下、同「犯罪報道における『自由と人権』飯室勝彦「田島泰彦」渡邊真次編『報道される側の人権』(新版、一九九九年、明石書店)一四八頁以下、参照。
- (21) この点を明確に述べるものとして、田島「法律時報七二卷九号九七頁、山田健太「少年事件報道と人格権侵害」『新・裁判実務大系9』(二〇〇一年、青林書院)三三九頁。
- (22) 平川宗信「少年推知報道と少年の権利」『田宮裕博士追悼論集上巻』(二〇〇一年、信山社)五二四頁。
- (23) なお、浜田純一「判批」『平成一二年度重要判例解説』(ジュリスト一〇二二号、二〇〇一年)一三頁、青柳幸一「判批」『平成一五年度重要判例解説』(ジュリスト二二六九号、二〇〇四年)一七頁。
- (24) 松井・民商法雑誌二二〇卷二二七頁。
- (25) 福田雅章「少年法の拡散現象と少年の人権」刑法雑誌二七卷一七号(一九八六年)二二七頁以下。
- (26) たとえば、羽倉佐知子「実名報道と子どもの人権」ジュリスト一六六号(一九九九年)一三三頁、服部朗「少年事件報道と人権」澤登俊雄先生古稀祝賀論文集『少年法の展望』(二〇〇〇年、現代人文社)二六五頁、山口直也「少年事件と被害者の権利」田島「新倉編・前出注(12)六六頁、同「子どもの成長発達権と少年法六一條の意義」山梨学院大学法学論集四八号(二〇〇一年)九九頁、後藤弘子「審判の非公開」と匿名報道」齊藤豊治「守屋克彦編著『少年法の課題と展望 第二巻』(二〇〇六年、成文堂)二三五頁。

- (27) 他方、廣瀬健二「判批」法学教室一七七号(二〇〇三年)一〇三頁は、成長発達権を「新たな権利の確立」と位置づけ、死刑・無期懲役が見込まれる極めて凶悪な事件でそれを認めることに「違和感を禁じ得ない」としている。
- (28) 平川・前出注(22) 五一三頁以下。
- (29) 三村晶子「判批」法曹時報五八卷一号(二〇〇六年)二八九頁。
- (30) 平場安治『少年法「新版」』(一九八七年、有斐閣)七八頁、平川・前出注(22) 五二三頁、葛野・前出注(17) 五四二頁。
- (31) なお、差戻審の名古屋高裁は、名誉毀損について違法阻却を認めている(名古屋高判平成一六年五月一二日判例時報一八七〇号二九頁)。
- (32) 廣瀬・前出注(27) 一〇三頁、伊藤博路「判批」帝塚山法学九号(二〇〇五年) 四四一頁以下、三村・前出注(29) 二八六頁以下。
- (33) 飯塚和之「判批」NBL七八六号(二〇〇四年) 八〇頁は、本判決を、「最高裁の法廷意見として初めてプライバシーに定義を与え「た」ものと評価している。
- (34) 服部朗「少年法六一一条」法学教室三二八号(一九九九年) 三頁。
- (35) 竹田稔『プライバシー侵害と民事責任「増補改訂版」』(一九九八年、判例時報社) 三三二頁。
- (36) 酒井Ⅱ村山・前出注(7) 五八頁、新倉修「少年事件報道と少年の人權」田島Ⅱ新倉編・前出注(12) 三三三頁。
- (37) 本件に関する報道の詳細については、覚正豊和「少年法第六一条についての若干の考察」斎藤静敬先生古稀祝賀記念『刑事法学の現代的展開』(二〇〇五年、八千代出版) 一三七頁以下参照。
- (38) 田宮Ⅱ廣瀬編・前出注(4) 四三三頁。